

PwC Tax Insight (No.23/2019)

不動産の譲渡および抵当権にかかる 登記料の引下げ

Issued Date: 07 November 2019

.....
2019年11月1日、タイ内務省は
不動産の譲渡および抵当権の登記
料の引き下げに関する2つの通達を
発表しました。
.....

タイ内務省は2019年11月1日付けで、一定の不動産
の購入に際し、不動産の譲渡および抵当権の登記料
を2019年11月2日から2020年12月24日まで0.01%
に引き下げる2つの通達を発表しました。

本規定の対象となる不動産は、以下のとおりです。



本規定の対象となる不動産

- タイ国籍を持つ個人*が、土地開発に関する法律に基づいて、土地開発事業者より取得した土地付き建物、または政府機関が開発した土地付き建物で、建物が一戸建て、二世帯住宅、タウンハウスもしくは商業用ユニットであるもの。
- タイ国籍を持つ個人*が、コンドミニアム開発会社から取得したコンドミニアム。

不動産の抵当権の登記は不動産の譲渡と同時に発生し、購入時の不動産の価値は300万バーツを上限とし、抵当権の範囲もこの金額を超えないものとします。

*土地開発局のウェブサイトに記載されている土地開発局の内部メモによる

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志
(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)
atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純
(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)
jun.takebe@pwc.com

桑木 愛子
(0 2844 1186/Mobile:08 18633101)
aiko.kuwaki@pwc.com

名賀石 樹
(0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014)
tatsuki.nakaishi@pwc.com

松下駿太郎
(0 2844 1466/Mobile:09 82821372)
matsushita.shuntaro@pwc.com

森岡 青紀
(0 2844 2102/Mobile:06 26032435)
aoki.morioka@pwc.com

玉木 寿典
(0 2844 1470/Mobile:06 55109668)
tamaki.toshinori@pwc.com

小島 大佑
(0 2844 1269/Mobile:08 845554601)
daisuke.k.kojima@pwc.com

川又 麻美
(0 2844 1321)
asami.kawamata@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号 : (662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。